

## 「もうひとつの京都」観光資源発掘事業補助金 FAQ

### 1 応募・申請関係

	質 問	回 答
1	府内に拠点を持たない事業者は応募対象になるか。	府内に拠点を持たない場合でも、府内に拠点を有する観光関連事業者が1社以上参画するグループと連携することを条件に応募対象とします。
2	複数事業者によるグループ申請の場合、申請者は誰になるか。	構成事業者の中で本事業における代表者を決めていただき、代表者を申請者（府内に拠点を有する事業者に限る）として申請してください。
3	評価で重視される点は何か。	事業を一過性に終わらせず、次年度以降も自立的、継続的な展開を図ることができる内容かを重点的に審査します。 また、上記の点から、特にハード施設の整備や、既存ハード施設を活用した取組を求めています。
4	これから起業する個人または法人が応募することは可能か。	交付申請日時点で起業又はグループを構成している必要があります。1期以上の事業経営を経ておらず、決算書の添付ができない時は、個人の場合は開業届控の写しを、法人の場合は履歴事項全部証明書を添付してください。なお、審査において「取組に関する体制の妥当性」の観点において実行性が評価されます。
5	他の補助金と併用して申請することは可能か。	他の補助金との併給はできません。他の補助金への同時期の申請も可能ですが、いずれかの補助金が採択された時点で、他の補助金申請を取り下げる必要があります。なお、他の補助金と併願する場合は、御一報ください。
6	グループ申請の場合、申請書類は、構成事業者ごとに提出してよろしいか。	申請書類は、迅速に処理を行うため、グループの代表事業者がまとめて提出してください。
7	グループ申請でも補助金上限額は1,500万円か。	グループ申請の場合、構成事業者の合計額の上限が1,500万円になります。なお、交付申請はグループで取りまとめて申請してください。
8	京都府外の事業者も、京都府の納税証明書が必要か。	京都府外の事業者も、京都府の納税証明書が必要になります。請求方法は、 <a href="https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600056.html">https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600056.html</a> を御覧ください。
9	申請書の事前確認をしてもらえるか。	競争的な補助金であるため、事前確認は行っていません。記入漏れや添付書類の不備がないかよくご確認の上、提出してください。

## 2 経費関係

	質 問	回 答
1	事業費に下限はあるか。	下限は設けていません。
2	補助対象となる経費は何か。	交付要領別表 1 を御覧ください。
3	交付要領別表 1 の「人件費（現に雇用している申請企業等の従業員の人件費は除く）」とはどのような意味か。	人件費は既存の人員への人件費は対象にならず、本事業のために新たに雇用する人員への人件費が対象になります。
4	対象とならない経費は何か。	申請の手引き 4 ページの「(参考) 対象とならない経費の例」を御覧ください。
5	資材・部品・消耗品等は次年度に利用する在庫分まで購入してよろしいか。	原則として、本事業内で使用する分だけ購入し、次年度分は自己資金で購入してください。
6	事前着手届を提出した場合、いつから事業が開始できるか。	交付申請日以降を事前着手日とすることができます。ただし、事前着手日から交付決定日までに発注・契約、納品、支払（決済）の全てを完了した経費は対象となりませんので、ご注意ください。
7	人件費はいつから対象経費に認められるか。	他の経費と同様に、事前着手届を提出した場合は、交付申請日以降に補助対象事業に従事するために新たに雇用された人員の人件費が対象になります。
8	交付決定額の増額への変更は可能か。	交付決定額の増額はできません。
9	令和 5 年 3 月 15 日までに、納品や支払が済まなかった経費はどうなるか。	補助対象外になります。
10	補助対象期間を超えて契約されたリース代は対象になるか。	補助対象期間で日割り計算し、対象経費を算出してください。ただし、補助対象期間の支払いが完了している必要がありますので、ご注意ください。
11	建物の建築費や改修費は対象になるか。	新しい事業のために真に必要と認められれば、建築費・改修費も対象になります。
12	宿泊費は対象経費か。	交付要領別表 1 を御覧ください。 なお、宿泊プランに含まれる朝食・昼食・夕食等の飲食費、プリペイドカード代等は対象になりませんので、ご注意ください。
13	グリーン料金や航空機プレミアムシートは対象経費に認められるか。	グリーン料金や航空機プレミアムシート等は、対象経費に認められません。ただし、指定席料金は対象経費に認められます。
14	求人広告は対象経費に認められるか。	対象経費には認められません。

### 3 補助事業の完了・補助金交付関係

	質 問	回 答
1	補助金の支払時期はいつになるか。	事業完了後、提出いただいた実績報告書を確認してから、額の確定を通知します。その後、請求書を送付していただき、補助金を交付します。また、交付決定額の70%以内で概算払ができますので、交付要領第14条を御覧ください。
2	額の確定のための検査は、どのように行われるか。	実績報告とともに見積書、契約書、発注書、納品書、請求書、領収書等の経費の支払額や日時が確認できる帳簿、証憑等を提出してもらい、検査を行います。また、機械や設備は現地調査を行い、その他必要に応じて調査を行います。
3	概算払により交付を受けた額より確定した補助金額が下回った場合はどうなるか。	過分に受け取った補助金は返還義務が生じます。概算払を希望される場合は、正確な見積書を取るなど、適切な事業費の積算をお願いします。
4	本事業により取得した財産は、自由に処分しても良いか。	取得単価50万円以上（税抜）以上（効用の増加額を含む）の財産を、補助金の交付の目的に反した使用や処分（交換、譲渡、廃棄等）する場合、あらかじめ財産処分承認申請書を提出していただき、その承認を受ける必要があります。 また、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付していただくことがあります。
5	本事業により取得した財産は、いつから自由に処分できるようになるか。	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間を経過した場合は、上記承認を得ることなく処分できます。